**資料１－４**

**第１回部会　議事概要**

**１　日時**

平成28年５月11日(水)　午後２時から午後４時まで

**２　場所**

　大阪赤十字会館４階402号室

**３　出席者**

河崎部会長、井澤委員、泉元委員、大竹委員、大森委員、愼委員、

辰巳委員、長宗委員、長谷川委員、山本委員、松本ゲストスピーカー

**４　議事概要**

**①大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例検討部会運営要領(案)について**

　＜会議の趣旨説明＞

　＜要領(案)についての審議＞

　　異議なく承認された。

**②手話言語にかかる背景や取組状況等について**

　＜当日資料について説明＞

**③ゲストスピーチ(松本弁護士によるスピーチ)**

○ろう学校は自分にとっての母港。

何かあったときに帰ることができる場所、帰ったら温かく迎えてくれる場所、悩んだときに相談に行ける場所というイメージ。

○「手話とは」、ろうあ者の「話し言葉」。「書き言葉」はない。文章で書く場合は日本語で書く。視覚言語。それが手話だと思う。

　　手話の表現方法には２通りある。１つは、口を動かさずに手話だけで表現する方法。もう１つは、口話教育を受けた人たちの方法、少し声が出せる、口を日本語に合わせて動かすことができる、そんな人たちが増えてきた。手話だけで口形は併用しない人たちと、「立つ」の手話に「たつ」の口形を併用する人たちがいる。表現される言葉にもよるし、話の全体でなく部分に関することが多いと思うが、現在では、手話と口形を併用する方が増えてきている。

○手話の表現は、本当にいろいろ。手話は、明治の終わりごろの日本語がそうだったように、地域によって、年齢や個人によって、違ってくる。若い人たちと年配の方の手話では、やはり微妙に違ってくる。さらに言えば、卒業したろう学校ごとに少しずつ手話表現が異なる。きちんとした調査はないが、私のイメージでは、出身ろう学校によって手話が少しずつ違ってくるように思う。

○手話には２つあるとする説がある。１つは「日本手話」といって、日本語とは別の文法を持った言語である手話。もう１つは「日本語対応手話」といって、日本語に対応させて日本語の語順通りに手話を表現する方法。この２つの手話があるという考え方。

口を閉じて手話だけで、日本語の表現に対応させて話しすることと誤解される。そのような話し方をするろう者には会ったことがない。

口を閉じて手話だけで話す場合は、手話は、はっきり日本語と違った文法で　表現される。

　○しかし、「これは何々手話だ」と分けられるとは思わないし、分ける必要もないと思う。いろいろな違いはあるが、全体として日本の手話。ろうあ者同士の手話ならそれで通じる。わざわざ「何々手話」と分ける必要はないというのが、私の考え。

「日本手話」、「日本語対応手話」という考え方は、ろうあ者を分断させる考え方になってしまう恐れはないかと思う。

　　借用語のようなものとする見方もあるようだが、簡単には決められないと思う。音声言語同士の場合と手話言語と音声言語の場合とを同一視してよいかどうか、疑問がある。口形併用手話についても、口形による日本語の入れ方がいろいろあるわけだが、全体としては日本の手話だと考えたい。

　○ろう学校でもどこでも、ろうの子どもには同じろうの子ども集団を保障し、自由に手話で話しできる環境を保障する、そういう社会をつくっていくこと、それが差別をなくし、合理的配慮を確立させ、最終的には共生社会をつくるこの要素の一つになるのではないか。共生社会という言葉の正確な意味が掴めていないが、「共に生きる社会」とは、例えば、手話通訳制度があって、きちんと保障されたら良いのか、そうではないと思う。将来的な解決目標として、ろう者のいる家庭では、家族みんなが手話ができて当然と言う考え方が必要だと思う。ろうの子どもには、小さい時から同じろうの子どもと触れ合い、自然に手話を獲得できる環境がある。その家族には手話を習得して当然とし、また習得できる環境がある。ろうの子どもがトラウマなんか感じることはありえない。そういう社会が共生社会であることの一つと思う。もう一つ言えば、ろうあ者にとって本当に気持ちが解放され、すっきりする場所は、自由に手話で話ができる集まりだ。聞こえる人がそこに入っていてもいいが、基本的にはろうあ者の集まりだろう。そこでろうあ者同士が手話で自由に話をする、難しい話をしている人もいるし、一杯飲みながら馬鹿話をしている人もいる、そのような場所が必要だと思う。手話で自由に、気を使わず話のできる場を保障する、毎日は無理かもしれないが、月に１回、２回でも、そのような場所に集まる、そこにも大きな意味があるのではないかと思う。

**④今後の議論の方向性・スケジュールについて**

○他県の条例には、手話言語によるコミュニケーションを保障するという観点が抜けていると感じる。手話は意思疎通手段であるのだから、コミュニケーション保障という観点での議論が必要ではないか。

また、ろう者の中に盲ろう者も含むという観点、手話の中には触手話、接近手話も含むという観点での議論もしてほしい。

コミュニケーション保障を規定しないことが独り歩きすることが心配。コミュニケーション保障という観点がないと、後に様々な権利が抑えられてしまうことにならないか。

条例ではもっと具体的に手話をどのように広げるのか、何のためにやるのか、そのような姿勢が欲しい。

○今回の手話言語条例については、聞こえる人には音声言語・日本語を獲得している。しかし、ろう者は、非音声言語・手話を用い、獲得している。その手話に対する制度がまったくなく、新しく作らなければならないという意味で、手話言語条例を作ろうとしている。その目的が整理されているのだと思う。ろう者だけで難聴者は関係ない、ないがしろにしているというわけではない。

○手話は言語であるということを大切にしたい。言語だから、国民は言語として教育を受けねばならない、自分で身につけて話ができなければならない。しかし、今のままだと法的に守られておらず、到達点として、手話言語法があり、各市・各県・大阪府という地域にあわせて手話を普及していく。手話はコミュニケーション手段であり、それに適応した制度が作られていく。

手話が言語であるということに対する２つの考え方がある。

　　１つめは、言語である位置づけをもう少し強く表していきたい、日本語と同じという考え方を持ってほしいということ。２つめは、手話を必要とする場面では、お互いに手話が一つの言語で話すことができるような保障をしてほしいということ。手話を含めた触手話、点字、いろいろな障がい者によってコミュニケーションを取る、そのような方法をすべて含めて、コミュニケーション情報保障という部分。それと、手話が言語であるという考え方の２つに分けたいと思う。

○日本語は言語として認められてきた。だから、日本語を保障する際、聞こえなくて日本語がわかっていますよという人には、目で見てわかるように書いたものを示していく、読むことができない、見えない人に対しては、聞いてわかるように日本語を保障していく、そのようなところがコミュニケーション保障として、日本語について、これまで成立してきた。

しかし、手話が言語として認められていなかったので、手話をどのように保障していくかということについては、新たな取組みとなる。

その基本として、まずは手話を言語として認めるという条例の成立を目指していきたいというのが一点。

　その上で触手話については、やはり手話なのだから、手話保障という中に触手話というのを大事にする存在も含めていく。盲ろう者もそこに加わってくるという点を示したと理解。

○手話言語条例のあり方をみると、コミュニケーション保障以前に、「手話という言語」が一般の市民、府民に広く普及できる、そのような条例であるべきだと思う。例えば、手話を勉強している聞こえる人たちがいる。その人たちが、将来すべて通訳者を目指しているわけではない。自分の身近に聞こえない友達がいる、だから手話を覚えたいとか、それぐらいの気持ちでも関心を持ってもらう、そのときに手話を学ぶ場がある、そのような環境づくりが大切だと思う。

　もう一つ、学校教育現場において、鳥取県の条例では、学校の中でカリキュラムの中に手話を入れるよう努力しており、独自のテキストも作っている。教育関係は条例ではなく、国の手話言語法の範囲に入るかもしれないが、府立の学校の範囲で、手話をもっと学校・教育の現場に広めていける、そのような内容も含めてほしい。

○簡単な手話を今、一生懸命勉強しているが、すぐに忘れてしまう、なかな　　か覚えない。きっと子どもならすぐに覚えるのだろうという気持ちがあって、学校などでしっかり教えるということができればいいと思うが、やる立場になると、お金の問題とか、いろいろな困難なところがあるので、この条例の中で、何か実現できるような工夫ができたらと思う。

　○手話とは言語の一つであると、「言語（手話を含む）」と法律上記載されている。手話は言語であるというのはわかるが、日本語に対する対立概念としての手話というのではなく、日本語と手話を分けるのではなくて、日本語のうち、ろうあ者の方たちが話し言葉として活用する音声言語に代わる表現法としての手話と理解をしてきた。手話という範囲をどのように考えるか、日本語という大きな体系の中での音声言語と、手話言語であると理解するほうが適切ではないかと思うが、どうか。

　　全日本ろうあ連盟のモデルでは、「ろう者とは、聴覚障がい者のうち、手話を使い、日常生活をおくる者を言う」という定義が挙がっているが、このように限定してしまうと、「ろう者」という言葉も誤解を招くのではないかと思う。聴覚障がい者の中には、聞こえの厳しい方や比較的軽度な方もいる事実があるし、同じろう者の中にも、手話を多く活用される方や場合によって音声言語中心に語られている方もいる。あくまでモデルであるが「ろう者イコール手話を活用する人」という考え方については異論がある。